

# 開東社会保険ニュース

No.86

平成 17 年 8 月

## 労災保険給付と損害賠償等の調整

労働災害によって生じた損害については、民事上の損害賠償や社会保険の年金など、同一の事由について填補が重複される可能性があります。そのような場合の過剰な保護を避けるため、労災保険法では次のような調整規定が設けられています。

### 1. 民事損害賠償との調整

**賠償責任が(1)事業主にある場合、(2)第三者にある場合 で調整が異なります。**

(1)使用者にある場合（法附則 64 条 ・ ）

重複填補の回避・事業主の保険利益保護のため、次のような調整が定められています。

民事損害賠償の側における調整	労災保険給付の側における調整
被災労働者が <u>障害(補償)年金又は遺族(補償)年金</u> を受けることができる場合、これらの年金と同一の事由について、事業主から民事損害賠償を受けることができる場合には、 <u>一定の範囲内で事業主の賠償の履行は猶予・免責</u> されます。	被災労働者が保険給付と同一の事由について、事業主から民事損害賠償を受けた場合は、一定の範囲内で保険給付を行わないこととされています。 この調整の対象となる損害項目は、 <u>逸失利益、療養費、葬祭費用、介護損害</u> に限られ、これらに対応する保険給付のみが調整対象となります。

(2)第三者にある場合（法 12 条の 4）

重複填補回避のため、次のような調整が定められています。

政府は、保険給付の原因事故が第三者の行為によって生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で被害者が第三者に対し有する損害賠償請求権を取得することになっています。（災害発生後 3 年を限度）

被害者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府はその価額の限度で保険給付を行わないことができるとされています。（災害発生後 3 年を限度）

自賠償保険の保険会社に対する損害賠償の支払請求権も、上記にいう損害賠償請求権とみなされ同様に調整されます。

### 2. 社会保険の年金との調整

**「同一の支給事由」による「国民年金と厚生年金保険」が調整の対象になります。**

同一事由により労災の給付と社会保険の年金が支給される場合には、**社会保険の年金を全額支給し、労災保険の年金又は休業(補償)給付が**以下の率で**減額**されます。（法別表 1 他、法 14 条 ）

社会保険の種類	併給される年金給付	労 災 年 金		
		障害(補償)年金	遺族(補償)年金	傷病(補償)年金 休業(補償)給付
厚生年金および国民年金	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73	-	0.73
	遺族厚生年金及び遺族基礎年金	-	0.80	-
厚生年金	障害厚生年金	0.83	-	0.86
	遺族厚生年金	-	0.84	-
国民年金	障害基礎年金	0.88	-	0.88
	遺族基礎年金	-	0.88	-

同一の支給事由により労災保険の障害(補償)一時金と厚生年金の障害手当金が支給される場合には、労災保険の障害(補償)一時金を全額支給し、厚生年金の障害手当金は支給されません(厚年法 5 6 条 )。

ご質問・ご相談は

**開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス [info@kaito-sr.com](mailto:info@kaito-sr.com)

